

高火力 PHY サービス約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. この高火力 PHY サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスである高火力 PHY サービス（以下、「本基本サービス」といいます。）及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款であり、第1章が基本サービス約款、第2章がオプションサービス約款を構成します。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（本基本サービス）

1. 本基本サービスは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応しています。なお、本基本サービスは、「さくらの専用サーバサービス」における「高火力シリーズ」及び「さくらのクラウドサービス」における「高火力プラン」とは異なるサービスです。

第3条（申込み）

1. 本サービスには、申込み可能な数量の上限が設定されています。利用者は、当該上限を超える数量の本サービスの利用を申し込むことはできません。
2. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、申込者に関して、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶できるものとします。当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List** その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への本サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当し若しくは該当するおそれのある場合

第4条（支払期限）

1. 利用者は、毎月1日から末日までの利用料金を、その前月の末日までに支払うものと

します。ただし、利用契約締結後、初回の支払については2か月分の継続利用料を利用契約締結日から2週間以内に支払うものとします。また、利用開始日の2か月後の同日から同月末日までの日割計算による継続利用料が発生する場合は、利用開始日が属する月の翌月末日までに支払うものとします。

第5条（契約期間及び解約）

1. 基本約款における契約期間及び解約の規定にかかわらず、利用者は、当初の契約期間（以下、「当初契約期間」といいます。）を、次の各号から選択できるものとします。
 - (1) 利用開始日から2か月間
 - (2) 利用開始日から1年を経過した月の末日まで
 - (3) 利用開始日から3年を経過した月の末日まで
2. 基本約款における最低利用期間の規定にかかわらず、利用者は、当初契約期間中、本サービスの利用契約を解約することはできません。
3. 当初契約期間の経過後は、利用者が契約終了月の前月20日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1か月自動的に更新され、以後も同様とします。ただし、第1項第1号の当初契約期間を選択し、当初契約期間終了月の前月20日までに契約を終了する旨の意思表示を行わなかった場合は、利用契約は当初契約期間の終了日の翌日から同月末日まで自動的に更新され、その翌月から、契約終了月の前月20日までに当社所定の方法により契約を終了する旨の意思表示を行わない限り、利用契約は更に1か月自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
4. 当初契約期間の経過後は、利用者が当社に対し毎月1日から20日までに通知することにより翌月末日をもって、又は、毎月21日から末日までに通知することにより翌々月末日をもって、利用契約を更新せず終了することができます。ただし、利用者が将来の料金の全部又は一部をすでに支払っている場合は、当該料金に対応する期間の終了日をもって利用契約が終了となります。

第6条（禁止事項）

1. 基本約款における禁止事項の規定に加え、利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社の事前の承諾なく本サービスを第三者に利用させる行為
 - (2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト又は米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List**、その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に本サービスを使用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で本サービスを利用する行為

- (3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で本サービスを利用する行為
- (6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で本サービスを利用する行為

第7条（第三者による本サービスの利用）

1. 基本約款における第三者による本サービスの利用の規定にかかわらず、利用者は、当社の事前の承諾なく本サービスをエンドユーザーに利用させること（有償か無償かを問いません。ID・アカウント・パスワード等を発行して利用させる場合を含みますが、これに限りません。）はできません。
2. 利用者は、当社の事前承諾を得て本サービスをエンドユーザーに使用させる場合、エンドユーザーに対して当社の定める基本約款及び本約款を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社はエンドユーザーに対して利用契約上一切の義務又は責任を負いません。
3. 本サービスにおいてエンドユーザーが行った一切の行為（不作為を含みます。）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、エンドユーザーの行為につき、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務（エンドユーザーが当社及び第三者に対して負うものを含みます。）を負うことに同意します。

第8条（品質保証）

1. 当社は、本基本サービスに関し、当社がサービスサイトに定める「高火力 PHY サービス品質保証（SLA）」に従い品質保証を行うものとします。

第2章 オプションサービス規定

第1節 ファイアウォールサービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第9条（申込み）

1. 本オプションサービスは、第2節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中又は同オプションサービスと同時に申し込む場合にのみ申し込むことができるものとします。ただし、利用者が当社指定サービスを利用している場合はこの限りではありません。

第10条（保証）

1. 当社は、本オプションサービスによって利用者が本サービスで利用している当社サーバ設備に対する攻撃等の脅威を防ぐことが可能であることを、いかなる意味においても何ら保証するものではありません。

第2節 専用グローバルネットワーク（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第11条（サービス）

1. 本オプションサービスは、VLAN（Virtual Local Area Network）を用い、インターネット側回線に利用者専用セグメントを構築し、利用者に利用させるものです。
2. 専用セグメントは、利用者自身で管理するものとします。

第3節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第12条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」、「リモートハウジングサービス」及び「高火力PHYサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます。）の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。

第13条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、第4条の規定にかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、本オプションサービスの料金の支払方法を、当社が規定するものの中から、改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」を除きます。）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

第14条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了又は解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

第4節 回線アップグレード（以下、本節において「本オプションサービス」といいます。）

第15条（サービス）

1. 本オプションサービスは、本基本サービスにおいて提供される回線を、帯域の拡張その他の方法によりアップグレードした回線に変更して提供するサービスです。本オプションサービスのプランについては、サービスサイトに定めるものとします。
2. 利用者がプランの変更を希望する場合、本オプションサービスの利用開始日から2か月が経過する日が属する月の翌月1日以降に変更の申込みを行うことができるものとします。

第16条（料金の支払期限）

1. 利用者は、本基本サービスと同時に申し込む場合を除き、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、第4条の規定にかかわらず、利用開始日から、2か月が経過する日が属する月の末日までの継続利用料を、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2024年1月25日から適用された高火力 **PHY** サービス約款を変更したものであり、基本約款における約款の変更の規定に基づき、2024年7月1日より適用されます。